

常任委員会

第51号議案及び第52号議案の2議案について、定例会第2日目（6月16日）の本会議で質疑が行われた後、所管の常任委員会に審査が付託されました。

審査の中で論議された主な点は次のとおりです。

総務財政常任委員会

委員長 安藤 佳生
副委員長 制野 敬一
委員 沼倉 昭仁・沼倉 啓介
小川 正人・佐藤 英雄
鈴木 康弘

◎第51号議案・白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

〔質疑〕現在、市の職員のうち何名の職員が該当し、どの程度の予算が必要となるのか伺いたい。

〔答弁〕遠距離の勤務地に派遣しているのは宮城県庁をはじめ5名であり、その内1名

が該当する。この職員には通常の通勤手当の外、毎月約1万3千円の高速道路利用料金を見込んでいます。

〔質疑〕県内他市では類似の条例を制定しているか伺いたい。

〔答弁〕現在のところ県内市部では9市で同様の条例を制定している。

〔質疑〕高速道路の利用形態、利用時刻により料金に違いが生ずるが、どのような算定を行うのか伺いたい。

〔答弁〕ETCの利用を前提に、通常の通勤時刻での利用料金を算定根拠としている。

教育民生常任委員会

委員長 四竈 英夫
副委員長 佐久間 儀郎
委員 水落 孝子・吉田 貞子
山田 裕一・保科 惣一郎
平間 知一

◎第52号議案・健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

〔質疑〕改正の内容について伺いたい。

〔答弁〕平成21年4月1日に、宮城県県の乳幼児母子・父子家庭、心身障害者それぞれへ医療費助成補助金交付要綱に定める補助対象の控除項目に「高額介護合算療養費」が追加されたことから、関係する条例を改正するものである。現在は、医療費と介護サービス費が高額になった場合、それぞれ月単位による自己負担額の一部が支給されているが、今回の改正に伴い、世帯における医療保険・介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額で、一定の上限を超えた部分

については、新たに「高額介護合算療養費」として支給されるものである。

〔質疑〕合算期間による申請方法など内容が理解されにくいことから、市民への周知をどのように考えているか伺いたい。

〔答弁〕保険証の更新、保険料の決定通知の際のリーフレット配付及び広報等により周知したい。

〔質疑〕支給に伴う合算算定方法、支給方法について伺いたい。

〔答弁〕合算対象の算定期間は毎年8月から翌年7月までの一年間であるが、初年度に限り、平成20年4月から21年7月までの16ヶ月となっている。

支給方法については申請方式となっているが、自己負担額を算定することが困難な状況にもあることから、申請漏れを防ぐため、国民健康保険連合会において申請の勧奨のための仮算定を行う予定である。

◆高額医療・高額介護合算制度について◆

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、医療および介護保険の両制度における自己負担の合計額が著しく高額となった場合、一定の上限額を超えた部分が新たに医療保険からは「高額介護合算療養費」、介護保険からは「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。

ここでいう自己負担の合計額とは、医療保険の高額療養費および介護保険の高額介護（介護予防）サービス費の適用を受けたうえでの自己負担の合計額です。

詳しくは健康推進課・長寿課にお問い合わせ下さい。

